



資料 3

精神障害のある方への医療費助成について



精神障害のある方への医療費助成について

1 重度心身障害児・者医療費助成事業の概要

- 重度心身障害児・者の保健の向上及び福祉の増進を図るために、重度の障害のある方またはその保護者に対して、医療費の一部を助成する事業（医療保険を除く自己負担分を助成）【実施主体：市町村 補助率：県 1 / 2、市町村 1 / 2】
- 現行制度では、身体障害および知的障害のある方が対象となっており、精神障害のある方は対象となっていない（精神疾患の治療のための通院に係る医療費の一部については、国の自立支援医療制度により助成）

2 重度心身障害児・者医療費助成事業に精神障害のある方を含める検討

- 市町村を中心に、当事者団体や医療・福祉関係者による「高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議」を立ち上げて検討

<経過>

第1回（令和6年11月25日）

議題：現状の共有、今後の進め方等について

第2回（令和7年3月17日）

議題：対象とする障害の程度について

第3回（令和7年6月2日）

議題：対象とする障害の程度、医療の範囲について

第4回（令和7年8月4日）

議題：対象とする障害の程度、医療の範囲、その他の制度設計について

第5回（令和7年10月20日）

議題：制度改正の素案、導入に必要な準備等について

第6回（令和7年11月17日）

議題：制度改正案

3 制度改正の方針

(1) 制度の概要

(ア)対象とする 障害の程度	精神障害者保健福祉手帳（以下、「手帳」という。）を所持する次の①から③のいずれかに該当する者を対象とする。 ①手帳の等級が1級である者 ②手帳の等級が2級かつ18歳未満の者であり、身体障害者手帳の3級または4級あるいは療育手帳のB1（中度）を所持している者 ③手帳の等級が2級または3級の者であり、直近の更新前の手帳の等級が1級であった者	
(イ)対象とする 医療の範囲	入院・通院にかかる全医療費（入院時の食事療養費は除く）	※現行制度と同じ
(ウ)所得制限	65歳以上で新たに対象となった者のうち、市町村民税課税世帯の者は対象外	※現行制度と同じ
(エ)自己負担	なし	※現行制度と同じ
(オ)助成の方法	現物給付を原則（例外的な場合は償還払い）	※現行制度と同じ
(カ)有効期間	手帳の有効期限に合わせる（最大2年）	※現行制度は最大5年

(2) 制度導入の時期

令和9年4月から全市町村において開始することを目指す

(3) その他

- 自立支援医療費など他の公費負担制度が優先して適用されるような措置を講ずることとする
- 制度開始後3年を目途として、医療費助成制度の実施の状況等を勘案し、対象とする障害の程度の範囲を含めた検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする